

市長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月8日

郡山市長 椎根 健雄

郡山市規則第38号

市長事務委任規則の一部を改正する規則

市長事務委任規則（昭和40年郡山市規則第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（保健所長への委任事務） 第3条の2 （略） 2～29 （略） 30 予防接種法（昭和23年法律第68号。以下この項において「法」という。）に関する事務 （1）～（3） （略） （4）<u>予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第3条第1項から第3項までの規定による予防接種済証の交付に関すること。</u> 31～37 （略）</p> | <p>（保健所長への委任事務） 第3条の2 （略） 2～29 （略） 30 予防接種法（昭和23年法律第68号。以下この項において「法」という。）に関する事務 （1）～（3） （略） （4）<u>予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第1項から第3項までの規定による予防接種済証の交付に関すること。</u> 31～37 （略）</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。